

## 令和3年度第2回 長野市都市内分権審議会 議事録

日時：令和3年10月6日（水）

午後1時30分～午後3時30分

場所：長野市役所第二庁舎10階 講堂

### 議事

#### (1) 「長野市都市内分権基本方針」(案) について

### 議長

資料2で計画と方針が違うものであるという説明があった。今年2月の審議会で、今回つくるのは計画でなく方針であるということについて承認をいただいた。このたびメンバーが交代したということもあるかもしれないが、機関決定というか、審議会の決定であるので、できるだけその方針でいくということは尊重していただければ幸いである。

さて、資料3のスケジュールだが、今日が基本方針案の審議、そして審議会としての最終決定は来年の1月ということになるので、今日の審議会では結論を出すということではなく、今回提示した基本方針案について改めて意見を頂戴したいという趣旨で今日集まっていたわけである。念のために申し上げておくと、資料2の計画と方針の違いについてという資料は、議論を制約するために用意したものではない。注意いただきたい点は、計画としては記載するかもしれないが、基本方針としては直接には示さずに、方針のこの部分で対応するということになるので、意見を頂戴したいということはこれまでどおり変わらない。この点は誤解の無いようお願いをしたい。それからもう一点、前回の審議会では、市は本当にやるのか、やる気があるのかといった意見が多くあったように受け止めている。そこで私から事務局に今ここまでやっているということを示してもらい、それを材料にして市は本気でやっているようだと思っていただければ、今日の方針案についてより一層理解を深めていただけないかということをお願いした。それでわざわざ事務局に資料4で今ここまでやっているということを示してもらった。これは事務に関してだが、資料3の全体スケジュールにもあるように、その他資金面や人材面で考えて交渉しているあるいは交渉に取り掛かる場所ということを理解いただきたい。

### 委員

計画と方針の違いという説明があったが、今までは計画をつくってきたのに、やめて方針になるということで、この先どうなっていくのかということをも市と住民が共有できるようなことが必要と思っている。私が特に都市内分権で10年前の当時と今の社会状況等を考えたときに、9ページの「持続可能なまちづくり活動の推進」の丸の2つ目にある「持続可能な住民活動に向けた支援」で、「社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じて地域と行政の役割分担の見直しを検討するなどして」とある。こここのところが担保されていくということがとても大事であると思っていて、自助、共助、公助の補完性の原理に基づいて、最近の傾向を見ていると、都市内分権が当初スタートしたときには、今の樋口副市長が当時企画課長だった

頃に、高度成長の中で公助の部分が本来は互助でやるべき部分まで食い込んでおり、都市内分権の中でその辺りを見直したいと発言していて、それは間違っていないかと思うが、今は逆の現象が起きていると思う。本来であれば公助でやらないといけないところを地域のことだからと言って共助の部分で、要は行政のところを住民自治協議会のほうに持ってくるという傾向があるのではないかと思っていて、その辺りが負担感ということで表現されているが、負担感というよりは違和感というのが住民自治協議会の中にはあるのではないかと思っている。今回その役割分担を見直していくと入れてもらったのは本当に良かったが、計画であれば見直しの時期が必ず来るので、それに合わせて今回みたいアンケートを取って見直しをするためのアクションを市から起こしてもらえるが、計画はやめて方針だけにしていくと、地域でやるように言われているが、本当は市でやるべきことではないかということについて、必ず話し合いの場が持たれることが担保されるようぜひ書いておいてもらいたいと思っていて、住民自治協議会がこの方針を見て、ここに書かれているとおりこのことについて話し合いたいということ、対等なパートナーとしてやれるようにしてほしいと思う。

## 事務局

今は非常にこの方針の中でも考えていかなければならないのは、役割分担の住み分けが一番大きなところになってきていると思う。中山間地を訪問させてもらうと、自分たちはやりたいんだけどもうできなくなっているという意見をととてもたくさんいただいており、それでも皆さん頑張っていていただいているというところもお聞きしている。その中でこの方針を作れば作りっぱなしでないかという心配があるという意見を頂戴しているが、14 ページの本方針の検証というところで、一つとしては都市内分権審議会での検証において、年1回は開催し、方針に基づいて実施された主要施策の取組報告等をご審議いただき、また新たな課題が出てきたときには、方針にこういうことを加えたほうがいいのかということになったときにもご審議いただき、方針が決まったからと言ってこのままということではない。これはあくまでも最初にできたもので、毎年、審議会、また地域の声というところで住民自治連絡協議会、こちらのほうもご意見を頂戴したり、またまちづくりアンケート等を通して市民の意見というところも把握をしていきたいと考えている。そういった中で基本方針についても見直しを繰り返しながら、協働のパートナーとしての住民自治協議会の持続可能な活動のためにはどのような形を取っていったらいいのかということは常に議論をさせていただければと思っている。

## 委員

ぜひそのことを忘れないようにしていきたいと思う。私が言うと中山間地の意見と括られてしまうが、中山間地のことだけを言っているつもりはない。たまたま中山間地に住んでいるが、行政の役割と地域の役割と本当にこれが正しいと思っているのは山の人だけではないと思う。山で状況が厳しくできなくなっているからやってほしいと言っているわけではなくて、そもそもこの役割分担が正しいのかということなので発言している。できなくなったら助けてあげるといのが都市内分権ではないと思う。市の役割はそうではないと思う。市がこの部分を担って住民がここを担って一緒に長野市をつくると思っているが、住民が困って

いたら助けてあげるといふ、その感覚が違ふかなと思ふ。

## 議長

今も毎年協定を結んでいふか。

## 事務局

はい、基本協定の下に年度協定を毎年結んでいふ。

## 議長

それであれば、検証の体制を書いていると回答があつたが、もちろんこれも有効に活用すべきだと思ふが、毎年協定するときうちの住民自治協議会はできないといふのも一つの手ではないか。これ以上できないといふ切羽詰まった状況にあるのであれば、協定を結ぶときに、うちの住自協はほかの住自協と違つてこうなので、次年度についてはこういう役割分担でお願いできないかといふ交渉の余地はあると思ふ。そういう設計になつていふはずで、毎年協定を結ぶといふのはそういうことだと思ふ。

## 委員

住民自治協議会会長の方々が審議委員に入つていただいているので、よろしければご意見を伺えればと思ふ。

## 委員

昨年住民自治協議会の会長になつて協定書があることを初めて知つたが、この12年間毎年何も改正しないでそのままやつていふ。よく協定を見ると、何か市に非常に有利なように書いてある。私が会長を受けたときはそれを見て、住民自治協議会は従いなさいといふような感じを受けた。協定書についてもプロジェクトチームを立ち上げて今検討している最中である。都市内分権そのものが本当にいいものかどうかといふのも疑問である。全国的に見ても、都市内分権、住民自治協議会があるところは少ない。長野県内でも5つか6つくらいではないか。やつていないところはどう地域住民と関わつていふのか、これを勉強したいと思つていふ。また、どこもそうだと思ふが役員のみ手がないので結局長くなつてしまふ。私も12年も住民自治協議会に関わつていふが、いろいろ世の中変わつてきていふので、よく市と相談して、我々は地域住民のためにやるので、そういうことを念頭に一生懸命やりたいと思つていふ。

## 委員

今、協定の見直しといふ話があつたが、本当に住民自治協議会が必要かどうか考えないといけな。協定書の内容について今までやつたことをチェックして、もっと細かくして必要かどうかといふことからやつて、更に各住民自治協議会で個別具体的な内容がある場合は書いてもらふような協定書にしないと、あの大雑把な協定書では何もわからないし見直せない。本当に住民自治協議会を考えてやるならば、まず協定書の内容を具体的に見直してもらいた

いと思う。協定の内容を方針とどのようにリンクさせるかということは難しいかもしれないが、やっていただければありがたい。民生委員は来年5月頃から委員改選期になるが、今回改選した際も、高齢の方にもう一回継続してやってくださいなど走り回ったが、本当に大変だった。それともう一つ、私は住民自治協議会4年目になるが、民生委員だけではなく、住民自治協議会の会長もなり手がなくて困っている。また、住民自治協議会が本当に必要かどうかということを検証する必要があると思っていて、行政からの文書が多い少ないと言う前に、これだけ人数も少なくなっているということもあるが、住民自治協議会の必要性というのを抜本的にやって、この基本方針をつくったからと言って住民自治協議会が活性化して自立するとは全く感じられないという感じがするので、基本的な見直しというのが必要なのかもしれない。住民自治協議会が発足していなかった以前とどうなんだというところの検証とか他の行政の検証をする必要があるというイメージを持っている。

## 議長

かなり格言的な意見をいただいた。その前の、長野県内には住民自治協議会のようなものを設けているところが多くないのではないかという意見があったが、正確な数字は覚えていないが、決して少なくない。松本市でも似たような格好の組織を設けて活動しているという事実はある。それから全国的に見ても、むしろ何々協議会というものを設置するというのはやりで、決して少なくない。事実、長野市がつくるときには、県外のケースと、それから県内だと当時飯田市がつくっていた協議会のようなものを参考にしてこの制度をつくっている、参考の対象は決して少なくないと思う。

## 委員

今、住民自治協議会がそもそも必要なか否かという根本問題の提起があった。現状として住民自治協議会の役員の方々にやらされ感とか肩代わり感が非常に強い現実があるということはいっしょに踏まえて、どう市と住民自治協議会とのパートナーシップをより中身のあるものにしていくのかという市行政側の感度とか問題意識が非常に問われていると思う。それで方針と計画の違いの説明が改めてされて、基本的に了解はするが、計画が無いと行政が公助の部分で住民自治協議会に対して支援していく中身の責任感が薄らいでいってしまうことも一方で懸念をする。これはあくまで懸念なので、その懸念をしっかりと受け止めて、市が果たすべき責務責任というのを方針に切り替えた上でも全うしていかなければならないということをあえて申し上げておきたいと思う。その上で細かいことになるが、2つ申し上げたい。1つ目は、基本事項のその他4ページの後段の部分で、「本基本方針に基づき課題を捉え、改善に向けて調査・研究を行っていきます。」となっている。これは前回7月の審議会の中でも調査・研究というのはどうかという意見があったと思う。行政用語として研究と検討というのは重みが違う。そのことをまず申し上げた上で、一方で14ページ「本基本方針の検証」の中で、例えば「都市内分権審議会における検証」は、「本基本方針のもと実施された主要施策の取組報告等に関して審議」をしていく、主要施策の取組状況を検証するとしている。そうすると、基本事項の中に調査研究というあいまいな表現ではなくて、本基本方針に基づき課題を捉え、改善に向けた具体策を検討し実施をして、その実施をした主要施策を検証す

るという流れをつくっていくことが重要なのではないかと思う。分野別のそれぞれの目指す方向性、主要施策でも、調査研究という言葉が多用されているが、この辺をもう少し精査が必要なのではないかと思う。その上で、長野市版都市内分権という形でスタートしたが、住民自治協議会が発足して10年が経って、いわゆる住民自治の代表組織としての住民自治協議会の土台というのができてきて、今後その必要性を市民相互が認め合いながらどう成熟させていくのか、その成熟させていくための基本方針だと思う。全体を通して、住民自治、住民一人ひとりが自らが自分たちの地域のまちづくりについて考え検討し決めていくという、自治という視点がもっと打ち出されていいのではないのかという印象をまず持った。その上で、「都市内分権基本方針」と名称されているが、住民自治協議会は知っているが都市内分権とは何のことかというように、住民自治協議会の存在が認知されていない割合以上に都市内分権という言葉の認知は市民の中ではほとんど無いかもしれない。で、基本方針の案の中で示されている基本的な中身というのは、住民自治協議会と市の協働に関する基本方針が示されているんだと理解をする。基本的に4つの分野、人材面、事務面、資金面、その他、これは全部住民自治協議会が抱えている課題で、その課題解決の大局的な方向性を示すものになっているので、「都市内分権基本方針」というものよりも、「住民自治協議会と長野市の協働に関する基本方針」とし、条例に基づいて更にその考え方を市民で共有し、住民自治協議会の皆さんの活動がより自立し安定的に行えるような、行政の支援の責任を明らかにしていくことになるので、むしろそういう名称のほうが市民の方々にとってもわかりやすいのではないか、そういう基本方針を示すことによって住民自治協議会の存在の認知度、あるいは住民自治協議会の役員をやっている方々のやりがい感のようなものの基礎をつくっていくことにつながればいいと思うが、いかがか。

## 事務局

都市内分権を考えるに当たって、今回特に住民自治協議会が基本となって住民自治協議会が地域の代表的な組織として支えていただく、この協働のパートナーとして市が支援していくというところで長野市は住民自治を進めており、それが都市内分権という形になっているかと思う。確かに、住民自治協議会をどう支援していくかということが多く述べられて、それがほとんどの基本方針となっているが、都市内分権の担い手は住民自治協議会であるところはこちらのほうでも非常に重く捉えており、その中で住民自治協議会が持続可能な組織として住民活動ができるためには、それがイコール都市内分権をこれで継続させていくものにつながるといったことで内容的には住民自治協議会を中心として、持続可能な活動にするためにはどのようにしていったらいいかということを中心にまとめさせていただいた。やはり都市内分権の担い手として最先端をやっていただいているのは住民自治協議会であるのは間違いが無いので、いかに役割分担を決め、そして支援をしていくかというところに主眼を置いていくというところで、この方針の作成を進めさせていただいている。

## 事務局

補足をさせていただく。まずそもそも都市内分権という認知が非常にされていないのではないかというご発言もあった。今回の方針、また今までの計画もそうだが、当然都市内分権

の推進計画や基本方針という中で、実際にどう進めていくという部分をつくってきた中で、やはり一番の協働のパートナーである住民自治協議会が中心になってくるということで、今回も住民自治協議会との関わりが中心となっている。ただ都市内分権とは何かというのをもう少し認知してもらったほうがいいのではないかと努力が必要な部分かと思うので、この方針とは別途考えていきたいと思う。それと調査研究という話もあった。先程行政の用語という言葉もあって、確かにいわゆる普通の計画づくりでいくと、調査研究というのはこれについて考える、検討という言葉を使うと実際にどうやっていくかを考えるという意味合いになることは確かだが、私どもは決して今回この調査研究という言葉が消極的な意味合いではなくて、目指す方向に向けて前向きに継続的に調査研究をしていくという意味合いでつくっている。調査研究に留める、調査研究からはみ出さないということではなくて、研究していく中で課題解決に向けての見直しというのも当然財政的支援にしてもそういうことも当然視野に入れて考えていきたい。先程資料3の策定スケジュールで、下段に全体スケジュールということで令和2年度から5年度のスケジュールを示させていただいている。今回の指針について要はこの2年度から5年度までが計画の期間で、それで終わりということではなくて、これ先程も検証をしていくということでお話しさせてもらったが、これが1年ごとに新しい年度が入りながら動いていく、その中で必要なことを毎年度毎年度考えながら進めていく、そんなようなことを考えている。決してこの方針をつくったからしばらくこの方針をいじらないということではなく、毎年度審議会のご意見、またすべての住民自治協議会を毎年度ご訪問させていただいているが、そうした中や連絡協議会等のご意見もいただきながら、更新をかけてやっていきたいと、全体としてはそのような形で考えている。

## 委員

調査研究という言葉を使っている、前向きに実質的には検討していくに近い言葉で表現しているのであれば、市民の皆さんが目にするので、幅の広い解釈を生まないように明確にしたほうがより市民の皆さんにもわかりやすいし、この基本方針を市民の共有財産にしていかなければ前に進まないの、そういった意味でもわかりやすさ明確さというのはより必要になるだろうということを申し上げておきたいと思う。それで、都市内分権の考え方に基いてというのはわかるが、元々10年前の都市内分権がスタートする段階に、行政区単位に住民自治に基づいた組織をつくりながら長野市行政との協働のパートナーシップをつくり上げて自立的なまちづくりの後押しをしていくという考え方が一つある。で、もう一つの柱が庁内分権である。地域総合事務所構想とか当初はあって、その庁内分権と住民自治協議会の2本柱で地域主権、長野市内の分権を進めていくというのが都市内分権の考え方だった。ところが地域総合事務所構想は事実上棚上げをした。自治基本条例についても検討が棚上げされてきて、むしろ都市内分権というのはそもそもの2本柱の分権構想から地域住民との連携協働に特化して10年の歩みを築いてきている。そういう歴史と財産により着目して、計画から方針に切り替えたいという今のタイミングで現状に即して住民自治協議会と市との協働のあり方に関する基本方針を改めて提起する。10年間の財産、10年間の土台を踏まえて、そうしたものにしたい方がよりわかりやすいのではないかと意味合いで申し上げた。再考いただければありがたいと思うが、審議会なので皆さんのご意見も頂戴しながら進めていければと

思う。

## 議長

形式的には都市内分権という名前ではないほうがいいという理解でいいか。要するに中身に合わせれば都市内分権という名称はあまり合致しないのではないかと。

## 委員

端的に言えばそういうことだが、そもそもの都市内分権の発想の問題意識というのは今なお生きていると思う。大事な問題意識の提起があったと思うが、実際は長野市版都市内分権というのは、地域ごとに住民自治協議会をつくって市と協働のパートナーシップを結びながらまちづくりを進めているということに尽きる。そうだとするならば、それを踏まえてわかりやすい基本方針にしたほうがいいのではないかという問題意識である。

## 議長

NPOなど市民活動団体との協働のガイドラインが今でもあるが、それとの兼ね合いがあるのかもしれない。あのときに、都市内分権と言っている間は、住民自治協議会は広い意味では市民活動団体の一つだが、その他の市民活動団体とは別の扱いをしている。地域いきいき運営交付金のようなものを、恒常的に他の市民活動団体に出しているということはおそらくないと思う。そういった諸々の点との兼ね合いを考えて、どういう装いにするかということを考えていく必要があるのかもしれない。そのためにはもう少し時間が必要になるので、今日のご意見としていただいております。

## 委員

今日説明いただいた計画と方針ということについて理解した。ただこの中で一つこの方針について終期が定められていないが考えてほしいと思う。10年20年経っても終期を定めないとなるので、例えば5年とか10年とかある程度期限を切ったほうが正しいと思う。それからもう一つ、資料2の最後にある今後の基本方針の活用方法についてだが、このとおりにうまくいってくれば一番いいが、「それぞれの分野で考えていく」とあるが、検討していくとか具体的なものを入れてほしいと思う。基本方針そのものはものすごく良くできた作文だと理解している。ただ、住民自治協議会はできてから10年が経ち、地域住民も住民自治協議会でいろいろな催し物を共有するとか、住民自治協議会で問題点があった場合も区長会で説明をして、その区長たちが地元の区に戻って区の役員会とかに諮って問題の解決をするといった活動をしている。そういう面では住民自治協議会の活動は意外とスムーズに今現在行っている。そういうことで、10年経った都市内分権については非常にいい方向に進むべき段階だと思っている。いい方向に進むというのはどういうことかと言うと、この基本方針に基づいて、今後市ができるだけ早く物事を解決していくようにお願いしたいと思う。そのために一番大事なのはヒトとカネの問題だと思う。これが早くできれば、いろいろな問題が100%とはいかなくても大半が解決できると考えている。その辺を今後市によろしくお願いしたいと思う。そういうことで、この方針については理解をしている。今後この方針に基づいていい

方向に計画を立ててもらって、スムーズにできるようにお願いしたいと思う。

## 議長

今の点だが、確かに期限を切ったほうが実現を担保できるだろうと、確保できるだろうと、その考え方は非常に理解できそのとおりだと思うが、全体スケジュールで令和5年度まではこんな感じでいくと約束を示している中で、これの中で考えていくというのは可能なのではないかと思う。審議会の開催予定時期を点で示してあるが、例えば令和4年度、令和5年度の10月にそれぞれ点が記載してあるので、これが14ページの「都市内分権審議会における検証」で記してある「年1回程度」に対応するのではないかと理解するが、もしそうであるならば、こういったスケジュールで見直しをするということを公言している中で、このときに開かれる審議会まで待っているというのはどうか。やってないではないかと追及もできるかもしれない、やったけれどこれでは満足できないという追及もできるかもしれない。これを計画のようなものを見ると一つ手かもしれない。そういう意味でいくと、この「年1回程度」は「原則年1回程度」にしたらどうか。原則のほうが約束したい度合いが少し強く出ると思う。そこら辺も勘案して1月の審議会でお考えいただければと思う。

## 委員

7月にまとめてもらったものと比べると大変分かりやすくとても様々な点がまとめられているという意味で大変ご苦労いただいたと思う。その中で私が一つ思うのは、今会長が言われた14ページの検証のところだが、この審議会は年1度程度、その次に住民自治連絡協議会の理事会における検証があるが、ここへの女性の参加というのは今現在どれくらいか。

## 事務局

理事会は、住民自治協議会の会長、事務局長、アドバイザーで来る場合は支所長という形になる。住民自治連絡協議会理事会の理事が会長の方々なので、理事会には会長が揃うという状況である。住民自治協議会の会長に女性はいらっしゃらないので、今のところ女性の理事は無しといった状況である。

## 委員

実は地域福祉ワーカー等の地域福祉の活動について様々な課題があるということが顕著である。私は今後、例えば住民自治協議会の方々が地域の方々と支え合って暮らすためのポイントとして地域福祉の活動があると思う。そういう中でこの検証が都市内分権審議会と住民自治連絡協議会理事会と市民意識を通じた検証となっているが、今回事務の負担軽減とかそういう点はかなり出ているが、もちろんそれだけではない様々な課題はあるかと思うが、そうしたところの検証をやるために、やはり女性の視点で何か必要があるのではないかと感じるが、その点はいかがか。

## 事務局

まず理事会で会長ということになると、地域の実情に応じて会長が推薦されているので、

地域の方々にお任せをせざるを得ないので、逆に言うところの方針の中で女性の参画を加えさせていただいている。やはり今年度も住民自治協議会訪問のときに人権・男女共同参画課長も訪問に同行させていただき、地域の女性の参画ということはお話しさせていただいており、また住民自治協議会の会長の方々からのご意見の中でも、女性の参画があると役員のなり手不足というところにも非常に助かるというお声もあった。その中でやはり女性の意見というところにも必要と思うが、なかなか理事会のほうにというのは難しいと思う。ただ、市民意識とか都市内分権審議会、女性の方々も多い中でそういったご意見も頂戴しながら、また私も事務局としても様々なところに住民自治協議会訪問等で、あと担当課との協議の中で、そういった地域の例えば福祉ワーカーの意見とかそういうところも把握をしながら、やはりその意識については非常に重要なポイントだとこちらも思っているので、検証としてこのそれぞれの部門のところになるとなかなか女性の参画というのが難しい状況にはあるが、何らかで女性の意見の取り入れということも進めていかねばならないと考えている。

## 委員

人材のところでは女性登用ということで明記されているので、本当に大事なことだと思うが、ただまだなかなかそうは言っても住民自治協議会の会長に女性になるというのは、少し時間がかかると思うが、なかなか総合的な地域を代表する機関なので、ただ検証のところにもう少しその女性の視点が入るようなものが必要だと思うので、意見として述べさせていただく。

## 議長

必要であることは非常に理解できる。市で何かクォータ制を入れているような条例や要綱はあるか。

## 事務局

今はまだない。

## 議長

仮にあったとしても、先程から申し上げているように市と住民自治協議会是对等のパートナーであるという関係なので、市で住民自治協議会に必ずこれだけ女性を入れてくださいというのは対等なパートナーの関係のあり方ではなくなってしまいます。できるとすればこう考えていただけないかという働き掛けが今の段階では精一杯ではないかと思うので、もちろんそういう制度をつくっていくことを目指すというのが一つとしてあると思うが、それが無い今は、やはり住民自治協議会の中で構成はこうしていったらいいのではないかということを経験させていただいて実現をするほかないのではないかと思う。ご指摘のように6ページには、地域の役員、これは住民自治協議会を含めていいと思うが、ここで触れているということなので、それは当然この検証の中にも適用され、何とか住民自治協議会で物事を決めるときに女性の参加というのが必要で、それを実現するというのを考えてやっていくことしか今のところ無いのではないかと思う。ご意見として頂戴したい。

## 委員

様々なページに地域の担い手の確保が困難であるとある。私も10数年前に連絡行政区に関わったときも大変だったが、その時は退職した方がまだいた。今はこの文章に書いてあるように、定年延長、人口減少、高齢化等、本当に担い手がない。そこで私の考えた策を申し上げたいと思う。一つその前に、補完性の原則の中で「地域でできないことは行政が行います」、それから「自分たちの地域は自分たちでつくり、その活動を市が積極的に支援していきます」、そのほか、市としては、担い手の確保の中で、ICT化、デジタル化等々、それから住民自治協議会については、組織の見直し、それから役員の負担の軽減等々書いてある。そういう中身もいいが、根本的な解決には至らない。2025年には団塊世代の人達が75歳になるが、そうなるますます高齢者が増えていくということも懸念される。そこで提言を申し上げる。都市内分権と住民自治協議会はいくまでも協働でやっていく対等な立場であるということで、車に例えると車の両輪だと思うが、長野市職員は32地区の住民自治協議会や区の役員になってほしいと考える。市の自助努力でそうした投げ掛けをしていくことによって、ある程度人員が確保できるのではないかと思う。文章を見ると、ただ内輪の中でやっている感じである。それもいいが、なかなか担い手の確保というのは難しいと思う。市の呼び掛けをやってもらおうと、志のある方は手を挙げ、また今現在もやっている方もいると思う。また、厚生労働省が2025年に向けて生活支援体制整備事業っていうのを3年前にスタートしたが、これは地域包括ケア推進課の担当で、地域の2025年の超高齢化社会に向けて、困っている人を助けていこうという事業である。それとこの都市内分権も地域の方々が安心して住み慣れた地域で一生暮らしていくということで中身が福祉の関係もあるので、都市内分権だけで考えるのではなくて、市全体で、その一例だが、何とか市職員が住民自治協議会の役員になって手伝ってもらえば、ある程度確保できるのではないかと思う。もちろん例えばボランティアでも有償と無償もあり、市の職員は公の仕事をするということで、規約規程、あるいは服務規程等を改正してもらって、できるだけそういうことができるようにしてもらいたい。

## 議長

市職員に何とか役員になってもらえるようにという提案があったが、市の職員が職務以外で例えば住民自治協議会の活動に参加するという仕組みは現在も残っているか。

## 事務局

住民自治協議会の支援ということで、休暇は年次休暇を取って行くが、その間の保険は市で対応するといった制度を活用し、実際に市職員が住民自治協議会の活動に参加している事例もある。

## 議長

そうした随時やる活動については制度は現在もあるということだが、ご提案は1年なり2年の任期で市職員が役員を務めることができるように市から働き掛けることができないかというご提案だった。1月の審議会までの宿題とさせていただきます。

## **事務局**

この基本方針の13ページに市職員の意識改革という項目を記載している。実際、各住民自治協議会を訪問させていただく中でも、市職員にもっと都市内分権、住民自治協議会について理解してほしい、参加してほしいというお声もいただいている。そういったこともあるので、職員の参加については研修等を通じて引き続き呼び掛けていきたいということで考えている。ただ、ご提案の恒常的に1年なり2年そういった役職に就くといったことになってくると、職員の勤務体制とか制度まで手を入れていかないといけない部分もあるので、私たちの宿題ということでまたいろいろ調べたりさせていただきたいと思う。

## **議長**

1月までの宿題ということにさせていただきたいと思う。

### **(2) 住民自治協議会へ依頼する事務の見直しに係る状況報告について**

## **議長**

基本方針の8ページに「必須・選択事務を含む依頼事務の見直し」ということで、今報告のあったように、前倒しというか並行してやって、見直しができた内容について今日ご案内ご紹介した。こうすることで空証文ではないということを市のほうで示していただいたことになったのではないかと思う。令和4年度いっぱいまで少し時間がかかるようなので、少しお待ちいただければと思う。

## **質疑ナシ**

### **(3) 質疑応答・意見交換**

## **質疑ナシ**

## **議長**

以上で審議を終了とする。